

2024年12月16日

お客さま 各位

岡崎信用金庫

「将来に備える代理人サービス 特別約定」 改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「将来に備える代理人サービス 特別約定」を下記のとおり改定し、取扱いを明確化することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の対象

将来に備える代理人サービス 特別約定

2. 改定日

2024年12月17日（火）

3. 改定内容（改定する箇所のみ記載しています）※下線部分を追加

改定後	改定前
<p>8.（代理人による取引の範囲）</p> <p>（1）代理権の発効後は、以下のすべての取引について、指定された代理人が手続を行うことができます。</p> <p>① 預金者本人が保有するすべての預金口座の入出金・解約取引</p> <p>② 預金者本人が保有する預金口座からの払戻しによる振込、税金の納付、<u>口座振替契約</u>、および預金者に対し当金庫が貸出をした金員の返済</p> <p>③ 預金者本人の住所および電話番号等の変更手続（外部機関への報告を要する場合など、取引内容によっては変更に応じられない場合もあります）</p> <p>④ 預金者本人の通帳の喪失関連手続（喪失の届出、再発行、発見、解約）</p> <p>⑤ 預金者本人が保有する融資や投資信託等を含むすべての取引内容照会（残高証明書や取引履歴の発行等）</p>	<p>8.（代理人による取引の範囲）</p> <p>（1）代理権の発効後は、以下のすべての取引について、指定された代理人が手続を行うことができます。</p> <p>① 預金者本人が保有するすべての預金口座の入出金・解約取引</p> <p>② 預金者本人が保有する預金口座からの払戻しによる振込、税金の納付、および預金者に対し当金庫が貸出をした金員の返済</p> <p>③ 預金者本人の住所および電話番号等の変更手続（外部機関への報告を要する場合など、取引内容によっては変更に応じられない場合もあります）</p> <p>④ 預金者本人の通帳の喪失関連手続（喪失の届出、再発行、発見、解約）</p> <p>⑤ 預金者本人が保有する融資や投資信託等を含むすべての取引内容照会（残高証明書や取引履歴の発行等）</p>

4. 本件に関するお問合せ先

岡崎信用金庫 営業店支援第二部

【フリーダイヤル】0120-707-028

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:30（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

以上